## 特定重大事故等対処施設に係る情報の開示について

特定重大事故等対処施設(以下、「特重施設」)に係る情報は、内容によって分類を行い、 開示にあたって管理を実施している。(下図参照)

一方、<u>法令、安全協定等に基づき、特重施設に係る不開示情報のうち秘密情報以外のその</u>他情報の開示を要する場合(特重施設内への立入りを含む)があるため、その取扱いについて確認したい。

## 〇特重施設に係る情報開示の考え方

- ・開示先は、特重施設に係る情報の拡散を防止するため、守秘義務を有する必要最低限 の範囲とする。
- ・開示内容は、開示先が守秘義務を有することから、その他情報を提供可能とする。 また、守秘義務に基づき、知り得た情報の一般公開禁止を要請する。
- ・秘密情報は、秘密保持契約に基づき、原子力規制委員会のみに提供する。
- ・ 特重施設内への立入りは、立入りにより秘密情報は知り得ないため、守秘義務を有す る必要最低限の範囲に対して、可能とする。

また、守秘義務に基づき、知り得た情報の一般公開禁止を要請する。

	開示の 必要性	守秘 義務 ○:有 ×:無		施設情報 可、×: その他 情報		特重施設 内立入り ○: 可 ×:不可	備考
原子力規制委員会	炉規制法等	0	0	0	0	$\circ$	守秘義務に基づ
自治体	安全協定	0	×	0	0	$\circ$	き、知り得た情
その他行政機関※	その他法令等	0	×	0	0	0	報の一般公開禁 止を要請
報道機関等	なし	×	×	X	0	×	

※: 警察署、海上保安部、消防署、労働基準監督署など

